

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について（概要）

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市基本構想」という。）」は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第6条第1項及び第2項に基づき、農業を本市の基幹産業として振興していくため、認定農業者や認定新規就農者の認定基準を明らかにするとともに、担い手育成のために講ずべき農用地の利用集積の目標などを定めているものです。

2 変更の趣旨

市基本構想は、法第6条第3項において県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する県基本方針」（以下「県基本方針」という。）に即するものとされており、また、法施行令第2条に基づき、おおむね5年ごとに変更を行うこととなっています。

今般、県基本方針が変更（令和7年4月1日施行）されるとともに、前回の定期変更（令和3年1月25日施行）からおおむね5年が経過することから、県基本方針の変更内容及び本市のこれまでの5年間の取組を踏まえ、市基本構想の各事項について変更しました。

3 主な変更内容

(1) 認定農業者の認定基準

認定農業者が目指すべき最低限度の経営水準として、他産業従事者並みの労働時間により他産業従事者と遜色ない生涯所得を得ることができるものとなるよう、県基本方針における算出方法や統計データを参考に次の通りとしました。

① 年間総労働時間（主たる従事者1人当たり）

地域の他産業従事者並みの年間労働時間の水準となる労働時間に見直しました。

1,900 時間程度 → 1,800 時間程度

※認定新規就農者の年間総労働時間についても同様に変更します。

② 年間農業所得（主たる従事者1人当たり）

県の年間農業所得をもとに、民間企業等における地域別賃金水準を踏まえ算出しました。

410 万円以上

※ これまでの数値から変更ありません。

(2) 新規就農者数の目標

県基本方針の目標や本市における近年の新規就農者数に加え、令和6年度以降に新たに実施している県の支援や市独自の施策の成果を見込み、下記の通り見直しました。

7名以上/年 → 8名以上/年

※ （参考） 過去5年間の平均 約6名/年

(3) 担い手への農用地集積率の目標

認定農業者など担い手による耕作が地域の農用地に占める面積の割合（担い手への農用地集積率）を、今後のほ場整備の見込みや近年の担い手への集積実績を踏まえて算出しました。また、目標年次については、県基本方針に合わせて令和13年度末としました。

79.4%（令和8年度末） → 79.0%（令和13年度末）
※ 県基本方針にあわせて、農用地の集積率の算定に用いる
「担い手」の範囲を変更しています。

(4) その他

① 農業経営基盤強化促進事業に関する記載の削除

農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、令和6年度末をもって「利用権設定等促進事業」が廃止されたことから、当該事業にかかる記載を削除しました。

② 構成及び記載内容の見直し

県基本方針との整合や分かりやすさの観点から、市基本構想の構成を見直しました。

また、県基本方針の改正内容やこれまでの本市の5年間の取組を踏まえ、今後の方向性を記載しました。

4 施行日

令和7年10月7日